

別 紙

新 旧 对 照 表

○「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省略用語例	省略用語例
所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる <u>法令等</u> を示すものである。	所得税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる <u>法令</u> を示すものである。
法……………所得税法	法……………所得税法
令……………所得税法施行令	令……………所得税法施行令
規則……………所得税法施行規則	規則……………所得税法施行規則
措置法……………租税特別措置法	措置法……………租税特別措置法
措置法令……………租税特別措置法施行令	措置法令……………租税特別措置法施行令
通則法……………国税通則法	通則法……………国税通則法
耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐用年数省令……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
	<u>負担軽減措置法……………経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律</u>
	<u>旧資産流動化法……………特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</u>
旧法人税法施行令…法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令	旧法人税法施行令…法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）第1条の規定による改正前の法人税法施行令
<u>耐用年数通達 ……昭和45年5月25日付直法4－25ほか1課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」</u>	

目 次

第 2 編 居住者の納税義務

第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第 1 節 各種所得の金額の金額

第 4 款 必要経費等の計算

第 2 目 資産の評価及び償却費

法第 49 条 ((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係

(削 除)

法第 34 条 ((一時所得))関係

(生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る所得金額の計算上控除する保険料等)

34－4 令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額 (令第183条第4項又は第184条第3項の規定の適用後のもの。) には、以下の保険

目 次

第 2 編 居住者の納税義務

第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第 1 節 各種所得の金額の金額

第 4 款 必要経費等の計算

第 2 目 資産の評価及び償却費

法第 49 条 ((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係

〔陳腐化償却（令第 133 条の 2 関係）〕

法第 34 条 ((一時所得))関係

(生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る所得金額の計算上控除する保険料等)

34－4 令第 183 条第 2 項第 2 号又は第 184 条第 2 項第 2 号に規定する保険料又は掛金の総額には、その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又

料又は掛金の額が含まれる。

(1) その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金

(2) 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

(注) 1 使用者が支出した保険料又は掛金で36—32により給与等として課税されなかったものの額は、上記(2)に含まれる。

2 相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額は、上記(2)に含まれない。

法第 35 条((雑所得))関係

(生命保険契約等又は損害保険契約等に基づく年金に係る所得金額の計算上控除する保険料等)

35—4 令第183条第1項第2号ロ又は第184条第1項第2号ロに規定する保険料又は掛金の総額 (令第183条第4項又は第184条第3項の規定の適用後のもの。) には、以下の保険料又は掛金の額が含まれる。

(1) その年金の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金

(2) 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

(注) 使用者が支出した保険料又は掛金で36—32により給与等として課税されなかったものの額は、上記(2)に含まれる。

法第 37 条((必要経費))関係

は掛金の額(これらの金額のうち、相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額を除く。) も含まれる。

(注) 使用者が負担した保険料又は掛金で 36—32 により給与等として課税されなかったものの額は、令第 183 条第 2 項第 2 号又は第 184 条第 2 項第 2 号に規定する保険料又は掛金の総額に含まれる。

法第 35 条((雑所得))関係

(生命保険契約等又は損害保険契約等に基づく年金に係る所得金額の計算上控除する保険料等)

35—4 令第 183 条第 1 項第 2 号ロ又は第 184 条第 1 項第 2 号ロに掲げる保険料又は掛金の総額には、その年金の支払を受ける者以外の者が負担した保険料又は掛金の額も含まれる。

(注) 使用者が負担した保険料又は掛金で 36—32 により給与等として課税されなかったものの額は、令第 183 条第 1 項第 2 号ロ又は第 184 条第 1 項第 2 号ロに掲げる保険料又は掛金の総額に含まれる。

法第 37 条((必要経費))関係

〔資本的支出と修繕費等〕

（地盤沈下による防潮堤、防波堤等の積上費）

37－15 地盤沈下に基因して、業務の用に供されている防潮堤、防波堤、防水堤等の積上工事を行った場合において、数年内に再び積上工事を行わなければならないものであると認められるときは、その積上工事に要した費用を一の減価償却資産として償却することができる。

（注） 当該減価償却資産の耐用年数については、耐用年数通達 2－3－23参照

法第 49 条（（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係）

〔耐用年数の短縮（令第130条関係）〕

（機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定）

49－15 機械及び装置以外の減価償却資産に係る令第130条第1項に規定する「使用可能期間」は、同項各号に掲げる事由に該当することとなった減価償却資産の取得後の経過年数とこれらの事由に該当することとなった後の見積年数との合計年数（1年未満の端数は切り捨てる。）とする。この場合における見積年数は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの年数による。

（機械及び装置以外の減価償却資産の未経過使用可能期間の算定）

〔資本的支出と修繕費等〕

（地盤沈下による防潮堤、防波堤等の積上費）

37－15 地盤沈下に基因して、業務の用に供されている防潮堤、防波堤、防水堤等の積上工事を行った場合において、数年内に再び積上工事を行わなければならないものであると認められるときは、その積上工事に要した費用を一の減価償却資産として償却することができる。

（注） 当該減価償却資産の耐用年数については、昭和45年5月25日付直法4－25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の2－3－23参照

法第 49 条（（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）関係）

〔耐用年数の短縮（令第130条関係）〕

（機械及び装置以外の減価償却資産の使用可能期間の算定）

49－15 機械及び装置以外の減価償却資産に係る令第130条第1項に規定する使用可能期間は、同項各号に掲げる事由に該当することとなった減価償却資産の取得後の経過年数とこれらの事由に該当することとなった後の見積年数との合計年数（1年未満の端数は切り捨てる。）とする。この場合における見積年数は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの年数による。

（新 設）

49－15の2 機械及び装置以外の減価償却資産に係る令第130条第1項に規定する

「未経過使用可能期間」は、当該減価償却資産につき使用可能期間を算定しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合において、通常予定される効果をあげることができなくなり更新又は廃棄されると見込まれる時期までの見積年数（1年未満の端数は切り捨てる。）による。

（機械及び装置の使用可能期間の算定）

49－16 機械及び装置に係る令第130条第1項に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行った資産については、その再評価額とする。ただし、申請の事由が規則第30条第2号に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額とする。49－16の2において同じ。）を償却基礎価額とし、49－15に準じて算定した年数（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数とする。49－16の2において同じ。）を使用可能期間として、耐用年数通達1－6－1に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数による。

規則第32条第1項第2号に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。

（注）「機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数」とは、「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」を基礎として見積もられる年数による。ただし、個々の資産の個別耐用年数がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる年数とする。

（機械及び装置の使用可能期間の算定）

49－16 機械及び装置に係る令第130条第1項に規定する「使用可能期間」は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類を同じくする機械及び装置に属する個々の資産の取得価額（再評価を行った資産については、その再評価額。ただし、申請の事由が規則第30条第2号に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額）を償却基礎価額として49－15に準じて算定した使用可能期間（当該機械及び装置に属する個々の資産のうち同項各号に掲げる事由に該当しないものについては、当該機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数）を当該個々の資産の耐用年数として、機械及び装置の耐用年数の算定式に従いその機械及び装置の全部を総合して算定した年数（1年未満の端数は切り捨てる。）による。

規則第32条第1項第2号に規定する「その取り替えた後の使用可能期間」についても、同様とする。

（注）1 「機械及び装置の旧耐用年数省令に定められている耐用年数の算定の基礎となった個別年数」とは、「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」を基礎として見積もられる耐用年数による。ただし、個々の資産の個別耐用年数がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる耐用年数とする。

2 「機械及び装置の耐用年数の算定式」とは、次の算式をいう。

$$\frac{\text{機械及び装置の償却基礎価額}}{\text{その機械及び装置に属する個々の資産の償却基礎価額をそれぞれの資産の使用可能期間の年数で除して得た金額の合計額}}$$

(新 設)

〔陳腐化償却（令第133条の2関係）〕

（陳腐化の意義）

49－34 令第133条の2に規定する減価償却資産の陳腐化とは、減価償却資産が現実
に旧式化し当該減価償却資産の使用によってはコスト高、生産性の低下等により経
済的に採算が悪化すること又は流行の変遷、経済的環境の変化等により製品、サー
ビス等に対する需要が減退し、当該減価償却資産の経済的価値が低下することなど
のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいうものとする。

（著しい陳腐化の意義）

49－35 令第133条の2第1項に規定する減価償却資産が著しく陳腐化した場合と
は、減価償却資産が陳腐化したことにより、その減価償却資産の使用可能期間がそ
の減価償却資産の償却費の計算の基礎としている耐用年数に比しておおむね10%
以上短くなった場合をいうものとする。

（機械及び装置の未経過使用可能期間の算定）

49－16の2 機械及び装置に係る令第130条第1項に規定する「未経過使用可能期間」
は、個々の資産の取得価額を償却基礎価額とし、49－15に準じて算定した年数を使
用可能期間として、耐用年数通達1－6－1の2に従って算定した年数による。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(陳腐化償却の計算単位)

49－36 令第133条の2第1項の規定による陳腐化した減価償却資産の償却費の特例の適用単位については、49－14の取扱いに準ずる。

(陳腐化償却の場合の使用可能期間)

49－37 令第133条の2第1項に規定する「使用可能期間」の計算については、49－15又は49－16の取扱いに準ずる。この場合において、当該減価償却資産の更新又は廃棄の時期が具体的な資金計画、設備投資計画等において明らかにされており、かつ、その計画等が業種、業態、規模等に照らして妥当なものであると認められるときは、その計画等に基づきその使用可能期間を算定する。

(陳腐化資産に資本的支出がある場合の修正未償却残額の計算)

49－38 令第133条の2第1項の規定を適用する場合において、陳腐化した減価償却資産につきその取得後同項の規定を適用する年（以下この項において「適用年」という。）の前年までに資本的支出があるときは、その減価償却資産に係る同項第2号に掲げる未償却残額は、次のいずれかに掲げる額又はこれらの額の計算方法に類する方法により計算される額によることができる。

(1) 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当初の取得価額につきその承認に係る使用可能期間を基礎として計算される未償却残額

ロ 適用年前の各年ごとに、その支出された資本的支出の額の合計額を一の資本的支出の額とし、かつ、その資本的支出の額が当該各年の1月1日において支出されたものとした場合において、その資本的支出の額につきその承認に係る使用可能期間を基礎として計算される未償却残額の合計額

(2) 次のロに対するイの割合に応ずる当該減価償却資産の耐用年数に係る未償却残額割合に対応する経過年数を求め、次にその承認に係る使用可能期間を耐用

〔減価償却資産の除却等〕

（総合償却資産の除却価額）

49－43 旧定額法、旧生産高比例法、定額法及び生産高比例法以外の方法により償却費の額を計算している総合償却資産の一部について除却等があった場合に当該総合償却資産の未償却残額から控除する当該除却等に係る個々の資産の未償却残額は、その除却等に係る個々の資産が含まれていた総合償却資産の総合耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額とする。ただし、当該未償却残額に相当する金額が当該個々の資産の通常の使用可能期間を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に満たないことが明らかな場合には、当該通常の使用可能期間を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額とする。

（注） 個々の資産の通常の使用可能期間とは、機械及び装置については「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」を基礎として見積もられる耐用年数により、構築物については耐用年数通達付表 3 又は付表 4 に定める個別耐用年数による。ただし、その除却等に係る個々の資産がこれらの表に掲げられていない場合には、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎とし

年数とした場合のその耐用年数に係る当該経過年数に対応する未償却残額割合を求め、その未償却残額割合を当該減価償却資産の取得価額（適用年前の各年に支出された資本的支出の額を加算した金額。以下この項において同じ。）に乗じて計算した金額

イ 当該減価償却資産の適用年の 1 月 1 日における未償却残額

ロ 当該減価償却資産の取得価額

（注） 経過年数に 1 年未満の端数がある場合には切り上げる。

〔減価償却資産の除却等〕

（総合償却資産の除却価額）

49－43 旧定額法、旧生産高比例法、定額法及び生産高比例法以外の方法により償却費の額を計算している総合償却資産の一部について除却等があった場合に当該総合償却資産の未償却残額から控除する当該除却等に係る個々の資産の未償却残額は、その除却等に係る個々の資産が含まれていた総合償却資産の総合耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額とする。ただし、当該未償却残額に相当する金額が当該個々の資産の通常の使用可能期間を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に満たないことが明らかな場合には、当該通常の使用可能期間を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額とする。

（注） 個々の資産の通常の使用可能期間とは、機械及び装置については「機械装置の個別年数と使用時間表」の「機械及び装置の細目と個別年数」の「同上算定基礎年数」を基礎として見積もられる耐用年数により、構築物については昭和 45 年 5 月 25 日付直法 4－25 ほか 1 課共同「『耐用年数の適用等に関する取扱通達』の制定について」通達付表 3 又は付表 4 に定める個別耐用年数による。ただし、その除却等に係る個々の資産がこれらの表に掲げられていない場合に

て見積もられる通常の使用可能期間の年数とする。

なお、個々の資産の属する総合償却資産について耐用年数の短縮の承認を受けているものがある場合には、その承認を受けた耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の耐用年数とする。

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ（第1項関係）〕

（その有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権で事業の遂行上生じたもの）

52－1 法第52条第1項に規定する「その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

(1) ～ (4) 略

（人的保証に係る回収可能額の算定）

52－7 令第144条第1項第2号に規定する「当該貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められること（当該貸金等につき、前号に掲げる事実が生じている場合を除く。） 当該一部の金額に相当する金額」は、その貸金等の額から担保物の処分による回収可能額及び人的保証に係る回収可能額などを控除して算定するのであるが、次に掲げる場合には、人的保証に係る回収可能額の算定上、

は、当該資産と種類等を同じくする資産又は当該資産に類似する資産の個別耐用年数を基礎として見積もられる通常の使用可能期間の年数とする。

なお、個々の資産の属する総合償却資産について耐用年数の短縮の承認を受けているものがある場合には、その承認を受けた耐用年数の算定の基礎となった個々の資産の耐用年数とする。

法第52条((貸倒引当金))関係

〔個別評価による繰入れ（第1項関係）〕

（更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金等に準ずる金銭債権）

52－1 法第52条第1項に規定する「更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権」には、販売業者の売掛金、金融業者の貸付金及びその未収利子、製造業者の下請業者に対して有する前渡金、工事請負業者の工事未収金、自由職業者の役務の提供の対価に係る未収金、不動産貸付業者の未収賃貸料、山林経営業者の山林売却代金の未収金等のほか、次に掲げるようなものも含まれる。

(1) ～ (4) 略

（人的保証に係る回収可能額の算定）

52－7 令第144条第1項第2号に規定する「当該個別評価貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）

当該一部の金額に相当する金額」は、その貸金等の額から担保物の処分による回収可能額及び人的保証に係る回収可能額などを控除して算定するのであるが、次に掲げる場合には、人的保証に係る回収可能額の算定上、回収可能額を考慮しないこ

回収可能額を考慮しないことができる。

(1) ～ (5) 略

(担保物の処分以外に回収が見込まれない貸金等の個別評価による繰入れ)

52－8 令第144条第1項第2号に規定する「その他の事由により、当該貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められること（当該貸金等につき、前号に掲げる事実が生じている場合を除く。）」には、その貸金等の額のうち担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかになった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるときが含まれることに留意する。この場合において、同号に規定するその取立て等の見込みがないと認められる金額とは、その回収できないことが明らかになった金額をいう。

(実質的に債権とみられない部分の金額)

52－9 令第144条第1項第3号かつこ内に規定する「当該貸金等の額のうち、当該債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額」とは、次に掲げるような金額がこれに該当する。

(1) ～ (9) 略

(手形交換所の取引停止処分)

52－11 その年の12月31日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について規則第35条の2((更生手続開始の申立て等に準ずる事由))に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該年において令第144条第1項第3号の規定を適用することができる。

とができる。

(1) ～ (5) 略

(担保物の処分以外に回収が見込まれない貸金等の個別評価による繰入れ)

52－8 令第144条第1項第2号に規定する「その他の事由が生じていることにより、当該個別評価貸金等の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。）」には、貸金等の額のうち担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかになった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるときが含まれることに留意する。この場合において、同号に規定するその取立て等の見込みがないと認められる金額とは、その回収できないことが明らかになった金額をいう。

(実質的に債権とみられない部分の金額)

52－9 令第144条第1項第3号かつこ内に規定する「当該個別評価貸金等の額のうち、当該債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額」とは、次に掲げるような金額がこれに該当する。

(1) ～ (9) 略

(手形交換所の取引停止処分)

52－11 その年の12月31日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、当該年分に係る確定申告書の提出期限までに当該債務者について規則第35条の3((更生手続開始の申立て等に準ずる事由))に規定する手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、当該年において令第144条第1項第3号の規定を適用することができる。

(繰入れ対象となる公的債務者に対する貸金等)

52-14 令第144条第1項第4号に掲げる貸金等は、次に掲げる貸金等とする。

ただし、債務者が外国の地方公共団体である場合において、その貸金等の元本の返済及び利息等の支払に係る債務不履行の原因が当該地方公共団体の属する国の外貨準備高の不足によるものであることが明らかなときは、当該地方公共団体に対する貸金等については、この限りではない。

(1) ～ (2) 略

附 則

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の49-15の2及び49-16の2までの取扱いは、平成24年以後の各年分において令第130条第1項の承認を受ける場合のその承認に係る減価償却資産の償却費の計算について適用する。

(経過的处理(2))

平成23年分以前の各年分において所得税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第195号)による改正前の令第133条の2第1項の承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産の償却限度額の計算については、この法令解釈通達による改正前の49-34から49-38までの取扱いによる。

(繰入れ対象となる公的債務者に対する貸金等)

52-14 令第144条第1項第4号に掲げる個別評価貸金等は、次に掲げる貸金等とする。

ただし、債務者が外国の地方公共団体である場合において、その貸金等の元本の返済及び利息等の支払に係る債務不履行の原因が当該地方公共団体の属する国の外貨準備高の不足によるものであることが明らかなときは、当該地方公共団体に対する貸金等については、この限りではない。

(1) ～ (2) 略

(新 設)